

○グリーン購入促進条例

平成18年 3 月23日

宮城県条例第22号

グリーン購入促進条例をここに公布する。

グリーン購入促進条例

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 グリーン購入の促進に関する基本的施策（第7条―第13条）

第3章 宮城県グリーン製品の認定等（第14条―第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、グリーン購入の促進について、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、環境物品等や環境に配慮した事業活動をしている事業者が適切に評価される市場の形成を促進し、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グリーン購入 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けるに当たり、その必要性を十分に考慮し、当該物品若しくは役務の環境情報又は事業者に関する環境情報を勘案して行うことをいう。
- (2) 環境物品等 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等をいう。
- (3) 環境に配慮した事業活動 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。以下「環境配慮促進法」という。）第2条第3項に規定する環境に配慮した事業活動をいう。
- (4) 環境情報 環境配慮促進法第2条第2項に規定する環境情報をいう。
- (5) 地方独立行政法人等 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社であって、県が設立したものをいう。

(県等の責務)

第3条 県は、市町村、事業者及び民間団体と連携し、及び協働して、グリーン購入を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県及び地方独立行政法人等は、物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、積極的にグリーン購入を推進するものとする。

(県民等の責務)

第4条 県民及び県内の法人その他の団体（以下「県民等」という。）は、グリーン購入に関し理解を深め、グリーン購入を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 物品の製造、加工、輸入、販売、若しくは貸出し又は役務の提供を行う事業者は、当該物品等の購入者等に対し、当該物品等の環境情報又は自らの事業活動に関する環境情報を提供するよう努めなければならない。

(民間団体の責務)

第6条 グリーン購入を促進するための活動を行う民間団体は、その専門的知識、技術及び能力を活用し、県民等が行うグリーン購入を支援するよう努めなければならない。

第2章 グリーン購入の促進に関する基本的施策

(普及啓発活動の実施)

第7条 県は、県民等のグリーン購入に関する理解を深めるため、普及啓発活動を実施するものとする。

(環境情報の提供)

第8条 県は、県民等がグリーン購入を行うに当たって必要な環境情報を提供するものとする。

(表彰)

第9条 知事は、グリーン購入の実践又はその普及に関し優れた取組を行っている県民等に対し、表彰を行うことができる。

(基本方針)

第10条 県は、県及び地方独立行政法人等におけるグリーン購入を総合的かつ計画的に推進するため、グリーン購入の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) グリーン購入の推進に関する基本的方向

(2) 重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及び判断の基準並びにその基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項

(3) 環境に配慮した事業活動を行う事業者からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、グリーン購入の推進に関する重要事項

3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県環境審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(推進計画)

第11条 県及び地方独立行政法人等は、毎年度、基本方針に即し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、当該年度におけるグリーン購入の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 特定調達物品等の調達に関する事項

(2) 環境に配慮した事業活動に努める事業者からの物品等の調達に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、グリーン購入の推進に関する事項

3 知事及び地方独立行政法人等の代表者は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(実績の概要の公表)

第12条 知事及び地方独立行政法人等の代表者は、毎年度終了後、当該年度における推進計画に基づく物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、グリーン購入の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 宮城県グリーン製品の認定等

(認定)

第14条 知事は、別に定める基準に適合する環境物品等であって、その普及がグリーン購入の促進に資すると認められるものを、宮城県グリーン製品として認定することができる。

2 前項の規定による認定の期間は、3年とする。

3 第1項の規定による認定は、次に掲げる環境物品等の製造業者等（製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第3項に規定する製造業者等であって、県内に事業所を有するものをいう。以下同じ。）からの申請により、行うものとする。

(1) 県内で製造され、又は加工された環境物品等（県内における製造又は加工の工程が完成前の最後の工程であるものに限る。）

(2) 県内で発生した循環資源（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第3項に規定する循環資源をいう。以下同じ。）を利用して県外（国内に限る。）で製造され、又は加工された環境物品等

4 製造業者等は、規則で定める要件を備える者でなければならない。

5 知事は、第1項に規定する基準を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、宮城県環境

審議会の意見を聴くものとする。

6 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた宮城県グリーン製品（以下「認定製品」という。）の製造業者等（以下「認定事業者」という。）の氏名又は名称、認定製品の名称その他必要と認める事項を公表するものとする。

（認定の取消し等）

第15条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第4項に規定する要件を備えない者となったとき。
- (2) 第19条各号に掲げる事項のいずれかに反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当するとき。

2 前条第6項の規定は、前項の規定により認定を取り消した場合について準用する。

（認定証票）

第16条 認定事業者及び認定製品を販売する者は、当該認定製品並びにその包装容器及び広告に認定製品であることを証する証票（以下「認定証票」という。）を付することができる。

2 認定製品を普及させようとする者は、その目的の範囲内において印刷物その他の広報媒体に認定証票を付することができる。

3 前2項に規定する場合を除くほか、何人も認定証票又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（調査等）

第17条 知事は、必要があると認めるときは、認定製品の製造、流通、販売等の状況について調査し、又は認定事業者に対し報告を求めることができる。

（認定事業者への支援）

第18条 県は、基本方針において認定製品の調達に配慮するとともに、県民等への認定製品に関する情報の提供その他の認定事業者を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

（認定事業者の遵守事項）

第19条 認定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認定製品の品質を維持するため、適切な品質管理を行うこと。
- (2) 県及び県民等に対し、認定製品の品質に関する規格及び管理体制についての情報を提供すること。
- (3) 認定製品に関し、流通又は販売の過程において消費者との間で問題が発生したときは、自ら対処すること。
- (4) 第14条第3項の規定により申請した事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更届又は廃止届を県に提出すること。
- (5) 第17条の規定による調査を受け、又は報告を求められたときは、これに協力すること。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に、循環資源を利用した製品であって廃棄物の適正な処理の推進及び環境負荷の低減に資するものとして知事の認定を受けたものは、当該認定を受けた期限までの間に限り認定製品とみなす。

(検討)

- 3 県は、この条例の施行後5年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和7年条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略